

平成 29 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 12月定例会付託案件 1
- 1. 所管事務調査 12

平成 29 年 12 月 12 日（火曜日）

文教福祉委員会会議録

平成29年12月12日 火曜日

午前10時00分開議

午後 0時15分閉議（実時間118分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第103号・平成29年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第116号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第111号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について
1. 陳情第9号・熊本地震被害者の住宅再建について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（第2期八代市教育振興基本計画について）
（八代市地域福祉センター等の指定管理について）
（第5期八代市障がい福祉計画及び第1期八代市障がい児福祉計画の策定について）
（第7期八代市介護保険事業計画等の策定について）
（八代市公立保育所のあり方について）

○本日の会議に出席した者

委員長 上村哲三君
副委員長 橋本幸一君
委員 金子昌平君

委員 鈴木田幸一君
委員 野崎伸也君
委員 橋本徳一郎君
委員 福島安徳君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

健康福祉部長兼 福祉事務所長	山田忍君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	丸山智子君
こども未来課長	松川由美君
こども未来課長補佐	豊田正樹君
理事兼長寿支援課長	秋田壮男君
国保ねんきん課長	岩瀬隆敏君
障がい者支援課長兼 障がい者虐待防止センター所長	田中かおり君
健康福祉政策課長	早木浩二君
教育部長	釜道治君
教育部次長	桑田謙治君
理事兼教育政策課長	宮田径君

○記録担当書記 中川紀子君

（午前10時00分開会）

○委員長（上村哲三君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第102号・平成29年度八代市一般会

計補正予算・第5号（関係分）

○委員長（上村哲三君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、健康福祉部から、歳出の第3款・民生費について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号のうち、健康福祉部関係分につきまして、丸山健康福祉部次長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（丸山智子君）

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の丸山です。よろしくお願いいたします。では、失礼いたしまして着座にて説明させていただきます。

別冊となっております議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算書（第5号）をお願いいたします。文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明します。それでは、3ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず款3・民生費の項1・社会福祉費で補正額190万1000円を追加し、補正後の予算額は106億651万5000円と、また項2・児童福祉費に補正額2億2857万3000円を追加し、補正後の予算額は93億6561万1000円としております。民生費の総額は、2つ上になりますが、230億7691万5000円でございます。

続きまして、歳出の内容を説明します。11ページをお願いします。

中段の表になりますが、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で19

0万1000円を計上しております。これは、介護保険法に規定されたルール分の繰出金で、介護保険制度改正に伴うシステム改修を行うための一般事務経費分として、介護保険特別会計へ繰り出すものです。

次に、下の表になりますが、項2・児童福祉費、目3・保育所費で2億2857万3000円を計上しております。

説明欄の私立保育所保育委託事業2億1554万1000円は、各私立保育所及び本市の児童が入所している市外の私立保育所に対し、保育所運営費として支弁している施設型給付費において、平成29年度の制度改正により処遇改善等加算の加算率が最大2%増加すること及び保育士の技能、経験に応じたキャリアアップによる処遇改善加算が新たに創設されたことにより、支出額が増加したため、不足額を補正するものです。

内訳は、加算率の改定に伴う補正額が60施設分で8859万円、キャリアアップによる加算創設に伴う補正額が48施設分で1億2695万1000円となっております。

管外公立保育委託事業は、市外の公立保育所に入所している本市の児童数に応じた保育所運営費を当該自治体に支出するもので、補正額の146万8000円は、本市からの入所児童数が当初見込みより増加したことによるものです。

地域型保育給付事業は、小規模型保育事業などの地域型保育を実施する事業所に対し、給付費を支給するもので、補正額の1156万4000円は、私立保育所保育委託事業と同様に、処遇改善等加算率の改定及びキャリアアップによる加算が新規に創設されたこと、並びに入所児童数が当初見込みより増加したことによるものです。

内訳は、処遇改善等加算率の改定に伴う補正額が249万5000円、キャリアアップによ

る加算創設に伴う補正額が54万5000円、児童数の増加による補正額が852万4000円となっております。

なお、私立保育所保育委託事業と地域型保育給付事業につきましては、特定財源として国2分の1、県4分の1の国県支出金があります。

以上で平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号の健康福祉部所管分の説明といたします。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（福嶋安徳君） この地域型保育と私立保育事業のこの事業ですが、児童数がふえたということでありませけれども、大体この保育園にゼロ歳児とか、そういった関係の方が多いんですかね。今まで保育所に入れなかった方々の、その児童がこういった、後になって、こうして保育所に入ってくると、そういう形なんですかね。

○こども未来課長補佐（豊田正樹君） こども未来課、豊田でございます。よろしく願いします。

今回、地域型保育事業所、それから管外公立保育事業所で増員がしたというところでございますが、今回、管外公立保育委託事業につきましては、当初予算で4名分の予算を計上しとったところでございますが、仕事の都合、また里帰り出産等で御利用になられる方ということで、都合8名にふえております。その分を補正でお願いしたというところでございます。

特に、ゼロ歳児につきましては単価が高いというふうなこともございまして、今回1名ゼロ歳児の方が入所されましたものですから、その分が大体約150万円程度かかっているもので、それを補正でお願いしたというところでございます。

それから、地域型保育給付事業でございます

が、こちらにつきましては、当初予算で過去の実績から396名、予算を計上しとったところでございますが、本年度の見込みが約463名ということで67名増加したというところから、今回補正をお願いするものでございます。

なお、地域型保育給付事業につきましては、基本的に3歳未満児の方が利用されるというようところでございますことから、今回、その分を補正するというところでございます。ですので、当然今回ふえる中にはゼロ歳児も含まれておるといようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（福嶋安徳君） わかりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（金子昌平君） 処遇改善等加算の加算率が最大2%増加とあるんですけども、大体保育士さんの給料がちょっと安いって、ちょっとお話を伺いするんですが、ほかの職業の給料とのですね、格差というのは改善されていっているのでしょうか。

○こども未来課長（松川由美君） 厚生労働省がですね、平成28年賃金構造ということで調査をいたしております。それによりますと、全産業の中で女性がですね、——保育士さんは女性が多いので、女性で比較してみますと、全産業で31.4万円、月額ですね。と、保育士さんのほうが27.1万円ということで、差額が4.3万円ありますよということで、平成25年度から段階的にですね、賃金を改定しているというところでございます。

今、私どものほうで、八代市の保育士さん、幾らぐらいかなということで、少し調査をかけておりました。そうしましたところ、平均なんですけれども、それで正職で雇っておられる方で19万2000円弱ですね。平均なんですけれども、それくらいの額というところで。今、

段階的にですね、随時上げてはきているところなんですから、やはり少し低いかないという感じではございます。

以上です。（委員金子昌平君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（金子昌平君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第103号・平成29年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第103号・平成29年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

平成29年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号につきまして、秋田長寿支援課長から説明いたさせます。よろしくお願いします。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課の秋田でございます。よろしくお願いします。

説明に当たりましては、別冊となっております議案第103号・平成29年度八代市介護保険特別会計補正予算書〔第2号〕を使って御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、座りまして説明させていただきます。

初めに、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1億4661万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ146億944万6000円といたしております。内容につきましては、6ページをお願いいたします。

まず、3、歳出から御説明いたします。款1・総務費、項1・総務管理費、目1の一般管理費に補正額380万2000円を追加し、補正後の額を2億599万5000円といたしております。内訳は、説明欄にあります介護給付一般事務事業になります。これは、平成30年4月の介護保険制度改正に対応するため、基幹業務システム及び介護認定支援システムを改修するものです。

特定財源といたしましては、国庫補助金2分の1、一般会計繰入金があります。今回の主な改正内容としまして、更新認定有効期間の上限延長、それから介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しなどになります。

また、平成30年8月にも制度改正の予定がありますが、これにつきましては平成30年度当初予算に計上を予定しております。

次に、款の5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金及び還付加算金に補正額1億4280万8000円を追加し、補正後の額を1億4445万6000円といたしております。

内訳は、説明欄の償還金事業（平成28年度精算金）でございます。これは、平成28年度の国・県交付金の精算に伴い、超過交付となり

ました分を、国及び県へ返還するもので、国への返還が8416万5000円、県への返還金が5864万3000円あります。

次に、歳入につきまして御説明いたします。戻りまして5ページをお願いします。

2、歳入でございます。款の5・国庫支出金、項2・国庫補助金、目の4・介護保険特別補助金に190万1000円を追加いたしております。これは、介護保険制度改正に伴うシステム改修に要する経費の2分の1でございます。

次に、款8・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金に190万1000円を追加いたしております。これは、介護保険法に規定されたルール分の繰入金で、介護保険制度改正に伴うシステム改修に要する経費から国庫補助金を除いた額を繰り入れるものでございます。

次に、款の9・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金に1億4280万8000円を追加いたしております。これは、平成28年度中に超過交付を受けました国・県の交付金の返還金に充てるものでございます。

以上で、議案第103号・平成29年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 介護保険給付一般事業のですね、システム改修で380万2000円というふうになってますけど、何か項目としては、そこまで多くないなという感じはするんですけど。ちょっと、印象としてちょっと高いかなという印象もしたもんですから、適正だとは思いますが、一応それが1点と。

もう一つ、償還金事業が返還という形になっ

てますけども、その理由についてお教えいただければと思います。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） まず、システム改修経費でございますが、介護保険事業につきましては、実は2つのシステムを使用いたしております。

先ほど、簡単に御説明いたしましたが、まずは基幹業務システムと申しまして、これは住民票なども含めて、多くの業務について共通して使用しているシステム、こちらの基幹業務システムの改修に280万8000円。それから、基幹業務システムとは別にですね、認定審査支援システムというものがございます。これは、介護保険の主治医意見書のデータでありますとか、認定調査にかかった記録などを保管している、データの保管と検索を主に行うシステムで、こちらの改修に99万4000円要するところになります。

今回のシステム改修は、平成30年4月1日から新しいシステムを稼働ということになりますが、実は法改正、主に4項目改正がっております。内容的に完全に判明しているものは3つありまして、残る1つはですね、まだ国からの通知がはっきり来てないというものもございます。こうしたことから、少し高いのかなという印象をお持ちになったのかなというふうに思います。

それから、今回のシステム改修につきましては、国からの内示はもう既に受けているところでございますけども、国はですね、申請の限度額として基準額490万4000円の2分の1、これを限度額とするということですので、国が定めた限度額よりは100万円余り安いというふうなところでございます。

それから、お尋ねの2点目、決算の結果、多くのお金が残っているという点でございますけども、介護給付のほうで、平成28年度に関しましては、熊本地震の影響もあり、主に通所介

護事業、デイサービスなどの利用に当たりまして、4月、5月、6月、前半3カ月間の利用が低迷したというのが給付全体の金額が下がった主な理由でございます。そのため、予定しておりました給付額に対する国の交付金につきましては、前もって概算要求の段階で、こんだけ来年少さいということで申し上げておまして、毎月、実は交付を受けております。その毎月受けてきた交付の総額よりも見込みが下回ったことから、返還が生じてしまったというところでございます。

以上、お答えといたします。（委員橋本徳一郎君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第103号・平成29年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号中（関係分）

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号中、健康福祉部関係分につきまして、丸山健康福祉部次長から説明いたさせます。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（丸山智子君） それでは、引き続きまして御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

別冊となっております議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号をお願いいたします。文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明します。

予算書の説明に入ります前に、まず、今回の補正予算における人件費の補正内容につきまして、説明させていただきます。

本年度の人事院勧告に基づく給与改定につきましては、昨年度、熊本地震の影響などにより実施を見送っていることから、本市におきましては、2年ぶりの実施となっております。

今回の改定では、給料表、期末勤勉手当が対象となっており、まず、給料表につきましては、水準を0.25%引き上げるものでございます。若年層に重点を置いた引き上げ改定となっており、この改定による引き上げ対象者は、全会計で782名となっております。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間支給月数を4.2月から4.4月へと0.2月引き上げるものでございます。

給与改定以外の補正の要因といたしましては、人事異動、退職者や休職者、育児休業者、市町村職員共済組合負担金の率改定の影響によるものなどでございます。

それでは、2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず、款3・民生費の項1・社会福祉費で補正額1570万円を追加し、補正後の予算額は106億2221万5000円と、また項2・児童福祉費で747万2000円を減額補

正し、補正後の額、予算額は93億5813万9000円と、さらに項3・生活保護費で補正額101万3000円を追加し、補正後の予算額は30億9657万8000円としております。

民生費の総額は、4つ上になりますが、230億8615万6000円でございます。

次に、3ページをお願いします。

款4・衛生費、項1・保健衛生費で272万2000円を減額補正し、補正後の予算額は17億8020万円としております。衛生費の総額は、1つ上になりますが、142億1900万6000円でございます。

では、歳出の内容を御説明します。10ページをお願いします。

下の表になりますが、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で補正額2060万1000円を計上しております。節の欄ですが、節2・給料から節4・共済費までの1911万8000円は、職員1名増などの人事異動及び職員15名分の給与改定等による増額補正です。節28・繰出金の148万3000円は、国民健康保険特別会計への人件費補正分の繰出金です。

次に、同項、目2・老人福祉対策費で補正額88万3000円を計上しておりますが、これは人事異動及び職員5名分の給与改定等に伴う人件費の増額補正です。

次に、同項、目4・障害福祉対策費で補正額603万6000円の減額を計上しております。これは職員1名減などの人事異動及び給与改定等に伴う人件費の減額補正です。

同項、目5・国民年金費で補正額25万2000円を計上しております。これは、人事異動及び職員5人分の給与改定等に伴う人件費の増額補正です。

次に、11ページをお願いします。

上の表になりますが、項2・児童福祉費、目

1・児童福祉総務費で補正額290万7000円の減額を計上しております。これは、人事異動及び職員19人分の給与改定等に伴う人件費の減額補正です。

次に、同項、目3・保育所費で456万5000円の減額を計上しております。これは、職員71名分の給与改定等、また育休者5名などによる人件費の減額補正です。

次に、下の表をお願いします。項3・生活保護費、目1・生活保護総務費で補正額101万3000円を計上しています。これは、職員1人増など、人事異動及び職員24名分の給与改定などによる人件費の増額補正です。

次に、12ページをお願いします。

上の表ですが、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で272万2000円の減額を計上しております。節2・給料から節4・共済費までの165万7000円は、人事異動及び職員35名分の給与改定等による人件費の増額補正です。節28・繰出金の437万9000円の減額は、簡易水道事業特別会計及び病院事業会計への人件費補正分の繰出金です。

以上、平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号の健康福祉部所管分の説明といたします。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

○委員（福嶋安徳君） 1つ聞きましょうか。減額補正がなされていますけれども、異動された金額と、パーセントで減額されている、これについては、これは何%減額になったのですかね。最初、障害福祉対策費のほうの、これは1人異動になった金額ですか。それと、あとは職員給与の減額ということで、これは何%の減額になったのですか。今先ほどからの。（「職員給与の」と呼ぶ者あり）職員給与の減額。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

これは人事異動とか、例えば、退職しますと、当初予定している金額と新入職員が入ってきたときの金額と違いますもんですから。それとか、異動するときには、例えば、700万の職員が異動して、500万の職員が来ればということでもありますので、それぞれに率が全然違ってまいりましてですね、ちょっと計算はできないっていうのが現状でございます。（委員福島安徳君「もともとの金額が違う」と呼ぶ）そうですね。（発言する者あり）（委員福島安徳君「異動とか、そういった流れ」と呼ぶ）全部1個1個積み上げていかんと出てこんという感じですよ。（発言する者あり）（委員福島安徳君「よかです、よかです。わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で第3款・民生費及び第4款・衛生費については終了します。

執行部入れかえのため、小会します。

（午前10時32分 小会）

（午前10時33分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

次に、教育部から歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（釜 道治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）よろしく願いいたします。

第9款・教育費中、教育部関係補正予算について、桑田教育部次長が説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○教育部次長（桑田謙治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

教育部次長の桑田でございます。

それでは、議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号、教育部関係分について御説明いたします。座って説明させていただきます。

それでは、今回の補正予算は、人件費補正に係るもので、補正の主な要因としましては、人事異動、退職者、休職者及び育児休業者等に伴う増減、市町村職員共済組合負担金の率の改定のほか、人事院勧告に基づく給与改定の影響によるものでございます。なお、本年度の人事院勧告に基づく給与改定の概要につきましては、先ほど健康福祉部のほうで説明がっておりますので、省略させていただきます。

それでは、予算書に基づき、順次補正予算の説明をさせていただきます。まず、予算書3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の款9・教育費に1034万8000円を追加し、補正後の額を42億9273万9000円とするものでございます。なお、補正額1034万8000円の内訳は、教育部所管分が2152万8000円の減額、経済文化交流部所管分が3187万6000円の増額となっております。

次に、歳出予算の内訳を御説明いたしますので、予算書の18ページをお願いいたします。

款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費でございます。事務局費では、職員の増減はなく、特別職1人、一般職51人分の人件費を措置しておりまして、477万3000円を減額補正するものでございます。減額の主な理由としましては、給与改定による増額もありましたが、人事異動による減額と育児休業による不用額が上回り、減額となっております。

次の目3・教育サポートセンター費では1011万5000円の増額補正をいたしております。増額の主な理由としまして、当初予算では一般職2人分の人件費を措置しておりました

が、人事異動により職員が1人ふえたことによるものでございます。

次に、19ページの項5・幼稚園費、目1・幼稚園費でございます。幼稚園費では、幼稚園教諭23人分の人件費を措置しております、今回90万1000円を増額補正するものでございます。増額の主な理由は、給与改定による期末勤勉手当の増額によるものでございます。

次に、項6・学校給食費、目1・学校給食費では、学校給食調理員9人分の人件費を措置しておりますが、主に給与改定による影響で71万5000円を増額補正いたしております。

次に、20ページ、項7・社会教育費、目1・社会教育総務費では、1211万4000円を減額補正するものです。減額の主な理由としまして、当初予算で一般職員9人分の人件費を措置しておりましたが、本年4月から校区公民館がコミュニティセンターへ移行し、中央公民館1館体制となることを機に、生涯学習課の係を4係から3係へと再編したため、係長1人が減となったことによるものでございます。

次に、目2・公民館費においては、一般職12人分の人件費を措置しておりますが、1769万1000円を減額補正しております。その主な理由としましては、社会教育総務費で御説明しましたとおり、公民館体制が校区公民館から中央公民館へ移行したことに伴い、公民館主事を集約することにより、公民館主事が1名減となったことと人事異動による職員構成の変動によるものでございます。

次の目3・文化施設費は、経済文化交流部の所管となりますので、飛ばしまして、目5・博物館費でございます。博物館費では、一般職9人の人件費を措置しております、131万9000円を増額補正するものです。増額の主な理由は、給与改定に伴うものでございます。

21ページの項8・社会体育費、目1・社会体育総務費及び目3・社会体育施設費は経済交

流文化部の所管でございますので、説明を省かせていただきます。

これで、平成29年度一般会計補正予算・第6号、教育部所管分の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ありませんね。なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため、しばらく小会します。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時40分 小会）

（午前10時42分 本会）

◎議案第116号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第116号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

平成29年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号につきまして、岩瀬国保ねんきん課長から説明いたさせます。よろしくお願い

します。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 国保ねんきん課の岩瀬でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） それでは、お手元でございます議案第116号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号について説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213億6615万9000円とするものでございます。

内容につきましては、6ページをお願いいたします。

まず、下段の3、歳出から説明させていただきます。款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で148万3000円の追加補正をお願いしております。これは、人事院勧告に基づく給与改定と対象職員19名のうち8名の人事異動及び共済負担金率改定等に伴うものでございます。

次に、上段の2、歳入でございます。款8・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金の148万3000円は、今回の補正財産とするものでございます。

以上、議案第116号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第116号・平成29年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第111号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第111号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について、田中障がい者支援課長から説明いたさせます。よろしくお願ひします。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（田中かおり君） 障がい者支援課、田中です。よろしくお願ひいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） はい。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（田中かおり君） 議案第111号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について。議案書では、11ページ、12ページになりますが、事前にお配りしております資料を使いまして説明いたします。

まず、改正の理由ですが、ことし6月2日の児童福祉法改正により、法第21条の5の19

に条文が新設され、それ以下の条文が繰り下がったため、児童福祉法の条文を引用しております、八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の条項の整理を行うものでございます。具体的な改正の内容は、資料の新旧対照表をごらんください。

条例第2条の表、一部負担金の項、第3号中、児童福祉法第21条の5の28が繰り下がり、第21条の5の29に改正となります。なお、施行日は改正児童福祉法の施行日と合わせ、平成30年4月1日といたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第111号・八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前10時48分 小会）

（午前10時51分 本会）

◎陳情第9号・熊本地震被害者の住宅再建について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、継続審査の陳情1件です。

それでは、陳情第9号・熊本地震被害者の住宅再建についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 質疑はもうありませんけど、意見で。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（野崎伸也君） 9月議会のときにもお話をしましたが、採択してしかるべき案件だと思いますので、採決のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） まだですね、私は、県とか、ほかの自治体の状況というのをもうちょっと調べてみて、その中で、確かにこの被災された方の心情というのはわかるわけですが、その辺も含めて考えてみたいと思っておりますので、次回までということで継続していただきたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 前回も、9月議会のときも継続審査のときに調査やりたいという話でしたが、当委員会として、何か調査すべきことがあるのであればですね、委員長にちょっとお願いですけれども、委員会開催してでもですよ、何か調査するということをやったほうが私はいいのかなと思います。（聴取不能）ことをやっぱりしていかなと継続ということでは、その出された方々についてもですね、説明つかんかなというふうに思いますので、できればそういったことも委員会としてですね、やっていただければというふうをお願いをしておきたいと思います。

○委員（橋本幸一君） 県議会の状況等も、

私、この前ちょっと聞いておまして、その辺も含めた中で、やっぱりここは慎重に判断しなければならぬと。そういう県の状況を見れば、きょう結論出してもいいんですが、ただ、やっぱりそこについては、もうちょっとほかの市町村等も含めたところの状況というのを調べてということで、きょうは申させていただきます。以上です。私は、継続ということをお願いします。

○委員（福嶋安徳君） 私の場合は見解の違うとですけれども、今、それぞれ、前回の建設環境委員会の中でも空き家の対策というのが相当な、いろいろ対策しなければいけない部分かなり出ておりました。そういうのを考えていきますならば、もう少しそういったいろいろと見きわめる部分も本当に必要な部分が相当あります。そういうのを含めてですね、県がいろいろと補助金出している部分もありますし、八代市でやらなきゃいけない部分も相当あるかと考えられます。そういうのを含めてですね、もう少しそういった継続でお願いしたいというふうに思っております。

○委員長（上村哲三君） ほかにありますか。

○委員（橋本徳一郎君） 9月の一般質問でも、私出しました。ぜひ採択のほうでお願いしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。（「小会しましょうか、1回」と呼ぶ者あり）小会します。

（午前10時54分 小会）

（午前10時56分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

継続審査を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午前10時57分 小会）

（午前10時59分 本会）

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、まず、教育に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・教育に関する諸問題の調査（第2期八代市教育振興基本計画について）

○委員長（上村哲三君） それでは、第2期八代市教育振興基本計画について説明願います。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 教育政策課の宮田です。よろしくお願いいたします。

それでは、第2期八代市教育振興基本計画につきまして、説明をさせていただきます。恐れ

入りますが、座って説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、お配りしております、第2期八代市教育振興基本計画素案に基づきまして、その概要を説明させていただきます。

八代市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づきまして、本市における教育の振興施策を定めるものでございまして、平成25年3月に策定いたしました現計画が、平成29年度をもって計画期間終了となるため、平成30年度以降の第2期の計画について、今年度策定を進めているものでございます。

策定につきましては、教育部各課の課長補佐及び係長などで構成しますプロジェクトチームで具体的な中身の検討を行いまして、次に、部次長及び課長レベルの検討部会で再度検討を行った後に、学識経験者や学校長・園長、保護者、それから地域住民など10名で構成いたします策定委員会に諮るという体制で進めております。

なお、今般、プロジェクトチームによる6回の会議と各課での検証、そして、検討部会の審議を経て、素案がまとまりまして、策定委員会でも御審議をいただきましたことから、中間報告といたしまして、この素案の内容について、その概要を説明させていただくものでございます。それでは、1ページをお願いいたします。

まず、1、策定の趣旨におきましては、少子化や高度情報化、いじめ防止対策推進法の制定など、近年の社会情勢の変化や教育委員会制度の見直しによる八代市教育大綱の制定などを踏まえまして、八代市ならではの計画策定を目指す旨を記述しております。

2、計画の位置づけにつきましては、この計画が教育基本法第17条によるものであること。そして、上位計画が八代市総合計画であり、市長による八代市教育大綱を尊重するものであることを記しております。

3の計画期間につきましては、今年度同時期に改定時期を迎えております、第2次八代市総合計画基本計画との整合性を図るため、同様の4年間といたしているところでございます。

続いて2ページをお願いいたします。ここから4ページにかけましては、教育を取り巻く社会情勢や国の動向などの現状分析でございます。

まず、1、教育を取り巻く社会情勢につきましては、人口減少と少子高齢化の状況、家族形態や子育てをめぐる環境の変化、そして、グローバル化と情報化の進展への対応の必要性を初め、地域間格差、経済格差などの問題を記述しているほか、平成28年の熊本地震を教訓として、環境整備や防災教育の推進が必要であることを述べております。

次に、3ページ中段からの2、国の動向等につきましては、平成27年度の教育委員会制度の見直しにより首長との連携が図られたこと。それと、いじめ防止対策推進法の制定や障害者基本法の改正、次期学習指導要領の方向性や子ども・子育て支援制度の開始などを記述しているところでございます。

続いて、4ページ中段の3、第1期計画の取り組み状況と課題につきましては、現計画に取り組んできた結果を踏まえての振り返りのところでございます。ここでは、現計画の5つの基本目標ごとに、計画期間中の取り組み状況と今後の課題について記しております。

幾つか代表的な内容を御紹介いたしますと、まず、基本目標1では、子供たちが意欲的に学べる授業展開を図るとともに、特別支援教育アドバイザーを配置して、特別支援教育の推進を図ったことと、今後の課題として、いじめの未然防止に向けた関係機関とのさらなる連携や英語教育の充実、特別支援教育の一層の拡大の必要性などを上げております。

5ページの基本目標2では、八代型小中一

貫・連携教育やICT教育環境の整備、それと学校規模適正化などに取り組んだこと。

6ページの今後の課題では、教職員の指導力向上や学校及び給食施設等の耐震化や整備充実等を上げているところでございます。

基本目標3と次のページの基本目標4におきましては、子育て支援や学習支援の充実、中央公民館体制による生涯学習の推進、市民に親しまれる図書館・博物館づくりなどを記しているほか、次の8ページの基本目標5におきましては、ユネスコ無形文化財に登録されました八代妙見祭や八代城跡群を初めとした貴重な文化財の保存活動について記述をしているところでございます。

続きまして、9ページ基本理念についてでございます。こちらは、やつしろの絆でつむぐ心豊かな人づくりということで、これは前計画の基本理念をそのまま引き継ぐ形となっております。理由といたしましては、前計画がつくられましたときに、10年を通じて目指すべき教育の姿を見据えての5年間の計画であったということから、本市教育の指針となる、この基本理念は短期間で変更すべきものではないとの考えに至ったものでございます。

次に、10ページ、11ページの体系図でございますが、こちらの左端の基本理念から、その隣の5つの基本目標までは前計画をほぼ引き継ぐ形となっております。

基本目標の下の基本方針につきましては、前計画では16項目でございましたが、今回、5番目に特別支援教育の推進という項目を新たに追加いたしまして、17の基本方針といたしております。理由といたしましては、近年、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しているという現状を踏まえまして、力を入れて取り組むべき教育的課題であるという判断から、新たに基本方針として取り上げたものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。こち

らは5つの基本目標、それぞれの内容を記述しているものでございまして、大きな分類といたしましては、基本目標の1と2が学校教育、基本目標の3と4が生涯学習、そして基本目標5が文化財関係でございます。

続いて13ページからをお願いいたします。ここからは、17の基本方針ごとに基本的な考え方と主な施策について記載をしております。なお、基本方針のですね、項目が17項目と大変多いものですから、大変失礼ではございますけれども、昨今の教育をめぐる状況を踏まえて、現計画に追加等を行いました変更部分につきまして、主要な部分を説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず14ページをお願いいたします。基本方針2、豊かな心の育成についてでございます。この項では、いじめ・不登校の未然防止と解消を目指して、認め合い、命を大切にする心、思いやりの心を育む心の教育のために、主な施策として、生徒指導支援員による不登校対策、保護者等の相談体制、情報モラル教育などに取り組んでいくとともに、道德教育や人権教育なども推進していくことを記しております。

その中で、ふるさとを愛する心を育てる郷土学習、そして、地球規模で課題となっております環境問題を考える環境教育の2つの項目につきましては、今回新たに追加記載をしたものでございます。

続きまして16ページ、基本方針3、確かな学力の育成でございます。ここでは、子供たちの学力向上に向け、学びの環境づくり、わかる授業づくりなど、ニーズに応じた教育のさらなる充実を目指して、主な施策といたしまして、ICT機器の効果的活用、学びの習慣づくり、読書活動の推進などを図ることとしておりますが、今回新たに平成32年度からの小学校の英語教育教科化に向けた英語教育の推進、それと

子供の社会的・職業的な自立を目指すキャリア教育の推進、この2つの項目を追加記載したところでございます。

続きまして、ちょっと飛びまして20ページです。基本方針5、特別支援教育の推進でございます。こちら、体系図のところでもお話をしましたように、新たに基本方針として取り上げた項目でございます。

ここでは、障害のある子供たちの自立や社会参加に向けまして、一人一人の教育的なニーズを把握しながら、個別的教育支援計画や指導計画、進学に伴う移行支援プラン、特別支援教育アドバイザーの活用などを図りながら、教職員の専門性の向上を目指してまいります。また、障害のある子もない子とともにですね、学ぶことができるインクルーシブ教育の環境づくりを進めるとともに、氷川高校跡地への県南高等支援学校の設立を目指し、本市の特別支援教育のさらなる充実を図っていくこととしております。

続きまして、24ページでございます。基本方針8、学びを支える教育環境の整備をお願いします。ここでは、教育効果を高めるため、人的環境やICT環境の整備など、望ましい教育環境の推進に向けて、主な施策として、各種支援員や日本語教育が必要な子供への日本語指導員の配置、ALTの派遣による外国語教育の充実などのほか、タブレットパソコンや電子黒板の整備、ICT研修、学校規模適正化による小規模校等の教育環境の改善などを進めていくこととしております。

なお、ここの(4)就園、就学への支援及び(5)学校教育を支援する基金の創設、この2つの項目につきましては、今回新たに追加をした項目でございます。

続きまして26ページ、基本方針9、安全・安心な学校づくりの推進でございます。ここでは、子供たちが安全・安心な環境で学べるよう

に、学校施設の整備や防災教育の推進などをうたっております。特に、県内に大きな被害をもたらしました平成28年の熊本地震につきましては、改めて命の大切さ、災害への備えの重要性を再認識させられたということで、(1)の安全・防災教育の推進につきましては、避難訓練の実施や学校防災マニュアルの整備、家庭・地域と連携した防災体制の構築、危険予測学習など、さらに取り組みの強化を図ったところでございます。

このほか、学校施設の耐震化や将来的な給食施設の再編整備などのほか、新たに学校施設の災害時の避難所としての機能強化、教室へのエアコン設置の推進を掲げております。

続きまして31ページ、基本方針13、生涯を通じた学習活動の推進でございます。ここでは、八代市公民館、図書館、博物館、学校などの各施設間の連携を図り、住民主体の地域活動や新たな学習の促進を図るため、主な施策として、幅広い世代が参加できる各種講座の開設、野外体験活動や人権学習などに取り組むこととしておりますけれども、この中で、今年度より中央公民館体制となったことから、これによる生涯学習の推進体制の充実を打ち出しているところでございます。

続いて、最後になりますが、37ページの基本方針17、多様な文化財の保存継承と活用でございます。

ここでは、八代の歴史を物語るさまざまな文化財を地域で守り、継承していくために、主な施策として、各種の文化財調査の実施、八代城跡を中心とする歴史文化ゾーンの保存活用、文化財講座や史跡めぐりの開催に取り組んでまいります。特に、八代妙見祭のユネスコ無形文化遺産登録につきましては、ふるさとが誇る祭りですね、歴史的な快挙でありますことから、これを契機といたしまして、妙見祭を初めとする民俗文化財の保存継承と郷土学習への有効活

用を一層進めていくことといたしております。

そして最後に39ページ、第6章の推進体制でございます。本計画の推進に当たりましては、第2次八代市総合計画や関連する計画と整合性を図りながら、関係部課連携して取り組んでまいります。また、この計画の進捗状況の点検評価につきましては、毎年実施しております教育に関する事務執行状況の点検評価制度に基づきまして、検証を行っていくことといたしているところでございます。

以上が、現段階での第2期八代市教育振興基本計画の素案の概要でございます。

今後、年明けにですね、3回目の策定委員会を開催いたしまして、素案として御決定をいただいた後に、市の教育委員会定例会に議案として提出をいたしまして、当計画を確定する予定でございます。

以上、御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 全体的には非常にいいかなと思ってるんですけど、質問と意見と、ちょっとあわせてなんですけど。

○委員長（上村哲三君） 別々にして。

○委員（橋本徳一郎君） 別々のほうがいいですか。

○委員長（上村哲三君） 混乱する。

○委員（橋本徳一郎君） ちょっと通して見せてもらった印象としてですね、子供は子供みたいな形で、子供はずっと指導していくというふうな印象があるんですけど、希望としてというか、社会状況が変わってるっていうのもあって、昔は多世代のですね、家庭で高齢者が子供を合間で見るという形もあったんですけど、そういったのも、今、核家族化してなかなかないという、じいちゃん子、ばあちゃん子というのはなかなかないというのもありますので、そ

ういったものを盛り込んでいただけたらなというふうなところを、意見ですね。ということです。

○委員長（上村哲三君） 意見だそうです。それで何かございますか、執行部のほうから。

（発言する者あり）（「地域でということですか」と呼ぶ者あり）

○委員（橋本徳一郎君） はい、そうですね。

○委員長（上村哲三君） 地域、世代だろ、核家族化というなら。地域、世代両方だろう。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（上村哲三君） まずは世代から。

○教育部長（釜 道治君） きょう、いろんな基本体系図として説明させていただきましたが、これをもとにいろんな事業をですね、この下にまた事業課としてのメニューを組んでまいります。その中で今おっしゃったような、子供と大人、地域と学校、そういうつながりの出てくる事業が出てまいりますので、そういう中でできるものは対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） いろいろ教育の問題は、今、それぞれやっぱり平等な社会をつくっていくというのが基本だろうと思います。

そういう中にひとつ、近年いろいろと問題点が起きているところで言いますと、やはり不登校者に対する対応、それといじめも一緒ですけども、そういう中にあわせてですね、低所得者に対する教育の問題をどのように対応していくのか、これはひとつ重要な問題だろうと思います。それに対応でくるような、今の、これが説明等が、入っておれば、あると思いますが、それについてのやっぱり対応策がこれに載っていないというのはひとつ、ちょっとどうなのか

など。八代全体で取り組む問題だろうと思います
すね。で、これについている、こういった問題
が一番大事な点だろうと思っています。そこ
んところをもう少し考えていってもらいたい
という気がいたします。

○委員長（上村哲三君） 今のは貧困児童対策
だろうと思いますので、そこんところを抽出
してをお願いします。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 今御指
摘の問題につきましてはですね、私たちもしっ
かり認識をしております、先ほど説明の中
でちょっと触れましたけども、基本方針の 8 の
学びを支える教育環境の整備、24 ページ、2
5 ページのところですけども、この中に
（4）番、就園、就学への支援という項目がご
ざいまして、この中で所得状況に応じた私立幼
稚園への就園の奨励とかですね、補助とかです
ね。それと経済的理由により進学が困難な子供
たちへの奨学金の貸し付けでありますとか、3
番目に子供の貧困対策につきましては、福祉部
門と連携を図りながら経済格差が教育格差につ
ながらないよう就学援助、学習支援等を行っ
て、子供たちの教育環境の安定と健全育成を図
るということで掲げているところでございま
す。

実際、制度といたしまして、就学援助費とい
うのがございまして、保護世帯に準ずるような
困窮家庭につきましては、学校で使うようない
ろんな学用品費でありますとか、給食費とか、
そういった助成を現在も行っているところでご
ざいます。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） 今、対策はそれぞれあ
ると思いますが、この低所得者に対する問題点
というとは、相当今ひどい状況になりつつあり
ますね。そこんところをですね、やはり子供た
ちがやっぱり安心して教育を受けられる環境を
つくっていくというのが重要と考えられるわけ

ですね。で、そこんところ、これは親の問題も
発生してくると思います。そういった点もです
ね、含めて今後の対策をお願いしたいというふ
うに思います。

○委員長（上村哲三君） 意見としてお願いし
ます。

○委員（福嶋安徳君） はい、意見ということ
で。

○委員長（上村哲三君） ほかにありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、第 2 期八
代市教育振興基本計画についてを終了します。

執行部入れかえのため、しばらく小会しま
す。

（午前 11 時 21 分 小会）

（午前 11 時 22 分 本会）

・保健・福祉に関する諸問題の調査（八代市地
域福祉センター等の指定管理について）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、保健・福祉に関する諸問題の調査に関
連して 4 件、執行部から発言の申し出があつて
おりますので、これを許します。

まず、八代市地域福祉センター等の指定管理
について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

八代市地域福祉センター等の指定管理につき
まして、早木健康福祉政策課長から説明いたさ
せます。よろしくお願いします。

○健康福祉政策課長（早木浩二君） 健康福祉
政策課の早木と申します。座って説明させてい
ただきます。

八代市地域福祉センター等の指定管理につい
て御報告をいたします。

健康福祉政策課で所管をいたします地域福祉
センター等の指定管理についてでございますが、
現在は、平成 27 年度から 3 年間、平成 2

9年度末まで八代市社会福祉協議会のほうへ指定管理をいたしております。契約期間が満了し、更新時期が参りますことから、健康福祉政策課でその事務手続を行ってるところでございます。

今回の指定管理再公募につきましては、さきの9月定例会で同様に委員の皆様方に御説明させていただいております。本日はその結果について御報告をさせていただきます。

お手元に資料を配付させていただいております。その1ページ目上段の指定管理更新について、(再公募)でございますが、今回、再公募した内容を掲載してございます。募集方法は公募、募集形態は一括、8施設の一括公募、それから指定期間は1年間といたしておりました。再公募の募集の期間を、平成29年10月13日から11月13日まで約1カ月いたしました。その結果でございますが、1法人から応募がございました。

次に、下段でございます。あくまでも予定でございますけれども、今後のスケジュールでございます。応募のありました法人が指定管理者にふさわしいかどうか、資格審査を行っております。その後、八代市指定管理者候補者選定委員会を開催をいたしまして、指定管理者候補者の決定を行い、3月定例会において正式に議案として上程させていただき、御承認をいただいた後に契約を行いたいというふうに考えております。

以上、簡単ではございますけれども、御報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、八代市地域福祉センター等の指定管理についてを終了します。

・保健・福祉に関する諸問題の調査（第5期八代市障がい福祉計画及び第1期八代市障がい児福祉計画の策定について）

○委員長（上村哲三君） 次に、第5期八代市障がい福祉計画及び第1期八代市障がい児福祉計画の策定について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

第5期八代市障がい福祉計画及び第1期八代市障がい児福祉計画策定につきまして、田中障がい者支援課長から説明申し上げます。よろしくをお願いします。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（田中かおり君） 今年度策定を進めております第5期八代市障がい福祉計画及び第1期八代市障がい児福祉計画につきまして、着座にて説明させていただきます。

資料は、表題に、第5期八代市障がい福祉計画及び第1期八代市障がい児福祉計画策定についてとありますA4の3枚つづりになります。

まず、福祉計画について説明いたします。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき策定する計画です。また、障害児福祉計画は、児童福祉法の改正により新たに策定が義務づけられたものでありまして、改正児童福祉法第33条の20の規定に基づき策定する計画です。

計画の期間は、3年です。今年度が第4期障がい福祉計画の最終年度に当たりますので、今年度中に平成30年度からの第5期障がい福祉計画を策定するとともに、第1期障がい児福祉計画を策定するものです。なお、第1期障がい児福祉計画は、障がい福祉計画と一体のものとして作成が可能となっております。

次に、福祉計画に定める事項は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度における障害福祉サービス、計画相談の種類ごとの必要な量の見込み、障害児通所支援及び障

害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度における通所支援または障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量、それと地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項などとなっております。

以上を踏まえまして、本市の第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定につきましては、資料下の2の(1)にありますように、第1期八代市障がい児福祉計画は、障がい福祉計画と一体的に作成します。また、障害者基本法に基づき策定されている障がい者支援施策に係る基本計画であります第3期八代市障がい者計画のうち、サービス等の確保に関する実施計画という位置づけになります。福祉計画は、市町村が策定すると同時に、県においても策定することとなります。県の計画と市町村計画が整合性のとれるものとなるため、策定に当たっては、国の基本指針に基づき、県との調整を図りながら作成します。

次に、策定体制について説明します。2ページの(2)をごらんください。

計画に幅広い関係者の意見を反映させるため、障害者団体や医療・福祉関係者、関係機関、専門家などで構成します八代市障がい者計画等策定・評価委員会を設置し、計画案の作成を進めております。また、障害者総合支援法に基づき、相談支援体制の充実のために設置しております八代市障がい者支援協議会において意見をいただきながら、地域の実情に即した計画としてまいります。

次に、(3)の障害福祉サービス量及び障害児通所支援の見込み等についてですが、第4期計画期間中の実績やサービス提供事業者の意向、また八代支援学校生の卒業後の動向などを勘案して、30年度からのサービス量を見込むこととします。

次に、(4)今後の策定スケジュールについて説明いたします。

表の4段目になりますが、今週15日に2回目の策定・評価委員会を開催し、平成32年度の成果目標の設定や障害福祉サービス、障害児通所支援等の見込み量についての審議を予定しております。

そして、年明けまして2月には、八代市障がい者支援協議会における意見聴取を行いまして、計画の素案を作成し、素案についてパブリックコメントを予定しております。そして、3月には3回目の策定・評価委員会を開催し、計画の最終案を作成しまして、市長決裁を経て県へ計画書を提出する予定です。

続いて3ページには、市計画のもととなります国の基本指針を載せておりますので、御説明いたします。

まず、見直しの主なポイントとしまして、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどを計画的に推進することを定めること、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について定めること、障害児支援の提供体制の計画的な整備について定めること、発達障害者支援の一層の充実のための整備について定めることの4つが示されております。

その下の表には、計画に定める成果目標及び活動指標についてまとめております。左側が成果目標で、平成32年度を目標年度とする障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保にかかわる目標です。右側がその成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込み量の活動指標です。

成果目標は、次の5つの目標を設定します。1つ目は、福祉施設入所者の地域生活への移行について、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を平成32年度までに地域生活へ移行するとともに、平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減することを基本といたします。

2つ目は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、平成32年度末までに市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本といたします。

3つ目は、地域生活拠点等の整備について、障害者の地域での生活を支援する拠点等を、平成32年度末までに市町村または圏域に1つ以上整備することを基本といたします。

4つ目は、福祉施設から一般就労への移行について、平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にすること。平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加すること。各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とします。

5つ目は、障害児支援の提供体制の整備等について、平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に1カ所以上設置すること及び全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に1カ所以上確保すること。平成30年度末までに各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本といたします。

これらの目標を達成するための活動指標は、それぞれの右側にありますとおり、居宅介護などの訪問系サービスの利用者数や利用時間数、生活介護や自立訓練等の利用者数や利用日数、自立生活援助や共同生活援助等の利用者等を見込むこととなります。

以上で、第5期八代市障がい福祉計画及び第1期八代市障がい児福祉計画についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（福嶋安徳君） いろいろ本計画を達成するための、いわゆる取り組み状況というのはどういった体制が望ましいんですかね。

このいろいろ事業設置とか、取り組み内容という場合がありますけれども、これに取り組む条件的なその体制というのがどういった方向性を考えておられるのか。

○委員長（上村哲三君） まだそれはこれから先のことだけれど、だけれど、その前の段階のやつだけれど、そこまではまだ至っていないということで、まずはね。（「言えんとじゃなか」と呼ぶ者あり）

○委員（福嶋安徳君） 言えんですか。

○委員長（上村哲三君） うん、具体的にはまだ言えんところであると。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（田中かおり君） 今後の活動指標等につきましては、今後、スケジュールで説明いたしましたとおり、また障がい者計画等策定委員会等で審議いたしまして、方向性を決めたいと考えております。

○委員長（上村哲三君） そういうことで御理解を。ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 目標としてはですね、すごい地域に返すというところで、ぜひ実現していただけたらと思うんですけど。具体的には先ほど言われたとおりですね、地域の受け入れがないと、障害者というのはなかなか地域で生活することが難しいので、そういった分の体制の確立をどこまで。それは指標という形であらわされていると思うんですけど、その辺をしっかりと充実させていただきたいと思います。意見です。

○委員長（上村哲三君） 意見として捉えていただければと思います。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないようです。なければ、第5期八代市障がい福祉計画及び第1期八代市障がい児福祉計画の策定についてを終了します。お疲れさまでした。

・保健・福祉に関する諸問題の調査（第7期八代市介護保険事業計画等の策定について）

○委員長（上村哲三君） 次に、第7期八代市介護保険事業計画等の策定について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

第7期八代市介護保険事業計画等の策定についてということで、秋田長寿支援課長から説明いたさせます。よろしくお願いします。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 長寿支援課秋田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。事前にお配りしております資料に基づきまして御説明をさせていただきます。それでは、失礼して着座にて説明いたします。

第7期八代市介護保険事業計画等の策定について、A4判の13ページに及ぶ資料でございます。

現在、この計画につきましては、八代市介護保険事業計画等策定・評価審議会におきまして審議中のものがございますので、本日は策定の状況について御説明をさせていただきます。

なお、さきの閣議決定によりまして、現在の元号につきましては、平成31年4月までとなっておりますが、便宜上、当資料等につきましては、その後につきましても、平成の元号を使用しておりますので、御了解いただきたいと思います。それでは、1ページをお願いいたします。

1点目、介護保険事業計画等の法的位置づけについて御説明いたします。この計画は、2つの計画を一体的に作成するものです。その1つ目は、介護保険事業計画です。これは介護保険法に基づくもので、国が定める基本指針に即し

て3年を1期とする介護保険給付の円滑な実施に関する計画になります。2つ目の高齢者（老人）福祉計画は、老人福祉法に基づくもので、老人居宅生活支援事業などに関する計画となります。また、この計画につきましては、法の規定に基づき、介護保険事業計画と一体のものとして作成しなければならないところです。

次に、2点目の介護保険事業計画等策定・評価審議会について御説明いたします。この審議会は、市長からの介護保険事業計画等の策定などに関する諮問に応じて審議を行い、結果を市長に答申するものです。

委員の構成は、（2）のとおりですが、任期は3年で、現在の委員の任期は本年4月1日から平成32年3月31日までとなっております。委員の選任に当たりましては、関係団体等に推薦を依頼し、推薦のあった方に対して市長から委嘱をしております。

2ページをお進みください。委員の構成でございます。学識経験者が3名、社会福祉関係者6人、保健・医療関係者7人、被保険者・住民代表者6人で、合計22人で構成しております。会長は、委員の互選によりまして、市医師会の田淵会長が務めていただいています。

それでは、3ページになります。3、策定の経緯等について御説明いたします。

本年1月から5月にかけて、各種の調査を実施しております。1月からの在宅介護実態調査は、認定申請のあった方の自宅などを訪問し、認定調査を行った際にあわせて実施したものです。

4月からの介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と介護に関する意識調査につきましては、郵送で行っております。回収率はニーズ調査が78.7%、意識調査で57%でございます。

7月に審議会を開いております。市長から諮問書を会長へ渡した後、記載の内容について説明、審議を行っております。その後は約2カ月

ごとに審議会を開催してまいりました。

今後の予定としましては、今月25日の審議会で素案の審議を予定しています。その後、パブリックコメントを行い、2月にさらに審議会を経て市長へ答申する予定で、3月には策定を終了し、県への報告を行いたいと考えております。

4ページをお願いします。ここからは、計画の概要について、その主な点についてお話をさせていただきます。

2の(3)他の計画との関係になります。市町村の介護保険事業計画は、それぞれ都道府県の介護保険事業支援計画と完全に整合する必要がありますので、県は毎月、介護保険事業支援研修会を開催して情報提供や指示などを行っています。市は、これに基づいて進めているところです。

次に、3、日常生活の圏域といたしましては、圏域1から圏域6までであり、それぞれ該当エリアは記載のとおりでございます。圏域ごとの高齢化率にはばらつきが生じており、最も低い圏域3は26.6%、最も高い圏域6は50.5%となっております。

5ページをお願いします。計画の基本的考え方についてです。基本理念につきましては、第6期計画に引き続きまして、人として尊重され、地域の支えあいにより安心して暮らせるまちをめざしますとしております。

基本目標は、地域包括ケアシステムの推進を上げております。基本目標を達成するため、5つの目標を掲げており、下の枠、施策の展開においてそれぞれ施策を記載しております。これらの施策は、国の基本指針に沿ったものを上げております。

なお、目標5の施策13、括弧書きで第4期介護保険給付適正化計画としておりますが、これは介護保険法の一部改正に伴い、介護給付適正化に関する施策等を介護保険事業計画に盛り

込むことになったことによるものです。

次の6ページからは、主要施策の背景について、施策ごとに記載しており、8ページまでございますが、説明は省略させていただきます。

9ページをお願いします。9ページ、介護給付見込み額、それから月額保険料について、2つのパターンを記載しております。いずれもさきの審議会で審議をいただいたものです。それぞれの想定について、まず、先に10ページのほうをお願いいたします。

まず、1、共通事項といたしまして、(1)施設の整備については、平成31年度に行う予定としております。次に(2)次期の熊本県地域医療計画と整合を図るための調整として5項目を上げております。これら全て県が算出し、市に示した数値になります。

1項目めの一般病床から生じる新たな必要量165人は、医療外来が受け皿となると見込まれますことから、介護保険での積算はありません。次の、医療療養病床から介護医療院等への転換は69床を、その次の介護療養型病床から介護医療院等への転換は100床を見込んでおります。

次の在宅医療及び介護サービスが受け皿となる分は、主に通所介護等を想定したもので62人を見込んでおります。

次の介護施設が受け皿となる分20人は、県が既存の介護施設で対応するものとしているところです。

なお、この介護医療院については、新たに創設されるものでございます。内容としては、要介護者に対して、長期の療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供するものとなっております。

また、医療療養病床や介護療養型病床から介護医療院等へ転換する場合については、介護保険事業計画の施設整備計画の規制にかかわらず、整備可能としてあります。

次に2、個別の事項、すなわち①と②の違いについて御説明いたします。まず、①につきましては、県が算定した自然増に基づいて積算し、自然増だけでは不足が見込まれます居宅サービスのうち特に利用の多い7つのサービスについては、過去3年間の伸び率を適用して算出したものです。一方、②につきましては、全てのサービスについて、過去3年間の伸び率により算出しています。この方法は、当初予算の積算と同じ方法になります。以上が積算上の想定でございます。

恐れ入りますが、9ページへお戻り願います。ただいま御説明した方法で算出したものが、この2つの表になります。県の地域医療計画との整合を図るための調整分につきましては、全て平成32年度に算入しております。上の表①では、3年間の給付合計460億円、そこから算出した介護保険料の基準額は月額6500円になります。下の表②では、3年間の給付合計468億円、そこから算出した介護保険料の基準額は月額6600円になります。

さきの審議会においても、慎重審議をいただきましたが、このいずれがよいかについての結論には至っておりません。そこで、執行部としまして、慎重に検討いたしました結果、介護保険料の上昇はできるだけ抑制し、必要な給付を確保するという観点から、表①6500円によるものとして、以後の資料を作成したところでございます。

11ページをお願いします。上のグラフは、先ほどの表①について、3年間の居宅サービスなどの割合を示したものでございます。下の図につきましては、この第7期の介護保険料について、今後まだ変動要因として上げられる項目について上げております。これらの要因につきましては、まだ未定のものもありますので、今後の情報に従って、適切に算定していきたいと

考えております。

12ページをお願いします。12ページの図は、給付と保険料の関係についてあらわしたものでございます。説明は省略させていただきます。

最後に13ページをお願いいたします。13ページは、第7期の介護保険料を現行の9段階で算定したものです。基準額の月額6500円は、第5段階のことで年額7万8000円になります。第6期と比較いたしますと、月額で700円、年額で8400円の増となっております。各段階の金額は、表の左側から2番目の割合を乗じて算出いたします。第1段階の保険料は年額3万5100円、第9段階につきましては、年額13万2600円になります。各段階の定義と人数は記載のとおりでございます。

以上で所管事務調査に関する説明とさせていただきます。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、第7期八代市介護保険事業計画等の策定についてを終了します。

・保健・福祉に関する諸問題の調査（八代市公立保育所のあり方について）

○委員長（上村哲三君） 次に、八代市公立保育所のあり方について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山田 忍君）

八代市公立保育所のあり方について、松川こども未来課長から説明いたさせます。よろしくお願いいたします。

○こども未来課長（松川由美君） こども未来課でございます。最後になります、八代市公立保育所のあり方について、御説明御報告させていただきます。着座の上、させていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元のほうにですね、お配りしておりますけれども、こちら別添資料と右肩のほうに書いてございます、八代市公立保育所のあり方について説明会資料という資料をごらんいただきたいと思います。1枚おめくりいただきまして、八代市公立保育所のあり方概要版ということで、1ページに書いてございます。

こちらにつきましては、平成25年4月に私どものほうで、公立保育所のあり方についてどうしていくべきかという方針決めにいたしております。下のほうをごらんいただきたいんですが、取り組みの方法ということで、大きく、拠点園、あと認定こども園、民営化、統廃合と、中山間地につきましては分園という形で持っていこうということで方針決めにいたしております。

もう1枚おめくりいただきまして、この方針のもとですね、3ページのほうをごらんいただきたいんですが、公立保育園一覧ということで、中ほどに書いてございますけれども、これまでですね、日奈久の若竹保育園を平成26年3月末で廃園、あと泉の栗木保育園、こちらを28年3月で廃園、北新地保育園を平成27年の4月から民営化ということで、これまで進めてまいっております。民営化が初めてでございましたので、随時進めていきたいと思っております。はおりましたんですが、民営化の状況を少し確認させてほしいということで、期間をあけておりました。そうしましたところ、28年4月に地震が発生しましたものですから、昨年度については少し、これについて進めることはできなかったというような現状でございます。

今お話ししましたが、あり方について大体5つですね、方針決めでしておりますが、この左側のほうのポイントというところをごらんいただきたいんですが、先ほど申しました拠点園、認定こども園、民営化、統廃合、分園ということでしておりますが、統廃合のところに

ですね、ごらんいただきたいんですが、こちらの趣旨のところの①、同じ小学校校区内に公立保育所が2カ所以上ある場合、②入園児童数が20名を下回っている保育所である場合、こちらにつきましては統廃合を進めますよということで方針を決めております。

で、右側のほうをまたごらんいただきたいんですが、同じ小学校区内で、現在、郡築のほうに郡築しおかぜ保育園と白島ぎんが保育園、こちらのほうが2つあるという現状でございます。ですので、本来であれば、こちら統廃合の対象ということになるところなんですけれども、現在、白島ぎんが保育園につきましては、定員が45名ですが、現在44名園児さんが通っておられます。それと、あと、今子供さんが生まれておられますのをずっと推移を見ますと、三十四、五名毎年お子様がお生まれになってるということで、保育のニーズはあるよねということで、私どものほうで判断をいたしまして、こちらにつきましては、統廃合ではなく民営化を進めていこうということで判断をいたしまして、今回、白島ぎんが保育園について民営化をお願いできないかということで、地域の皆様と保護者の皆様にお話をさせていただいております。

お手元のほうの資料ですね、今度は八代市公立保育所のあり方の説明会の概要という一枚ものをごらんいただきたいんですが、今申し上げましたところで、11月の10日金曜日に午後の1時半から、地域代表者の方々に郡築出張所のほうでいたしております。地域代表者の方々は24名、構成としましては、まちづくり協議会の会長、副会長、あと理事の方イコール市政協力員さんになります。あと、その中の福祉推進協議会の方、あと郡築校区の民生委員さんと当該保育園の後援会長さんもおいでになりました。計24名がおいででございます。

同日夜7時から、保護者様のほうに同じく説

明をしております。場所は白島ぎんが保育園で、出席者は18名でございました。その説明のときの資料が、今ちょっと御説明のときに使わせていただきました説明会資料ということでございます。

説明をいたしました後、5番のところでございますが、地域の方々、あと保護者様からどのような御意見が出たかということで、それぞれ。地域代表者の方々は1時間半ぐらいいましたので、結構出ております。

少し受け答えの御紹介もさせていただきたいと思いますが、2つ目ですね。民間は利益を追求すると聞きますと。サービスが低下するのではないのでしょうかというような不安のお声をいただきました。

それにお答えということで、保育所の運営母体は、社会福祉法人という社会福祉に貢献するという理念を持った法人団体が請け負うことが想定されますと。財力として蓄えるのではなく、社会貢献に活用するようにというふうに、こちらからも指導ができると思いますと。子供たちが第一なので、社会福祉法人で保育所を運営されているところでも、私立で評判のいい保育園もありますと。子供を大事にするか、しないかというのは、公立とか私立というのは関係ないと思っておりますので、一概にサービスが低下するというふうには考えておりませんというような受け答えをしております。

それから、4つ下になりますけど、地域に2つある公立の1つが私立になると、子供の待遇に差が出るのではないですかということです。具体的には、定期的に保育士を入れかえて、若い経験がない保育士さんばかりにしたりですとか、あと給食の内容を量を少なくしたりとか、そういうのがあるんじゃないでしょうかという御不安の声でございました。

それにつきましては、確かにそういう時期もあったというふうに思いますけれども、現在

は、先ほど補正で申しましたが、処遇改善とって中堅保育士に対して給料加算をする、手厚い待遇をして優秀な人材は確保しようというふうに国の施策も変わってきておりますと。また、給食につきましても、市内全園ですね、氷川町さんもまじえまして、同じメニューを提供するというふうに献立は作成を全部でしていますので、どこかの特定の園だけが違うメニューにされたりというようなことはありませんので、そのあたりもそういうことはございませんというようなお話をさせていただいております。

それから、一番下のほうになりますけれども、民営化が決まった場合、市がきちんと間に入って責任持って調整していただけるんでしょうかというようなお尋ねでございました。

こちらにつきましては、第三者を含めた選定委員会というのを設置しまして、新たをお願いする法人は選定するというふうにしております。また、保育園の運営が変わることで保育士もかわることになるんですけれども、それによる児童の精神的影響もありますことから、引き継ぎ保育というのを数カ月間でですね、半年ぐらいするというようなことで、子供への負担も少なくなるように考えております。ですので、民営化開始後も状況確認等を行政のほうで行い、スムーズな移行ができているか見届けてまいりますので、そのあたりはきちんと間に入って調整してまいりますというふうに答えております。

あと、保護者様のほうからですね、現在の保育士が全員入れかわるんでしょうかと。保育士さんたちかわってしまわれるんですかというようなお尋ねもいただきました。

それに対しましては、今のところ、公立というか、市の職員の保育士と臨時の職員がおりますので、市の正職員の保育士のほうは民営化した場合には、そちらで勤めるわけにはまいりま

せんので、正職員はもういなくなりますと。ただ、臨時職員につきましては、その御本人さんがですね、新しく民営化したところで勤務することを希望するのであれば極力採用していただけないかというようなお話を、民営化した場合請け負われる法人さんなりにお話はすることもできますと。極力そうしていただいたほうが、子供たちの知らない先生たちばかりになるということを防ぐということもできるのではないかなというようなことで、お話をさせていただいております。

説明会の場所ではですね、やはり人数もたくさんいらっしゃると思いますので、なかなか御意見いただけなかったりとか、あと出席いただけなかった保護者様の声とかもお聞きしたいと思ひまして、6番ですけれども、アンケートをお出しくださいということをお願いをいたしております。結果、地域代表の方からお一人、今のところ、提出いただきました。説明は理解できたと。ただ、地域住民としては、とてもつらいですというような御意見。

あと、保護者様のほうからは、今6人出ております。最初の方は、公立は、行政で運営されているので、さまざまな面で安心できますと。デメリットもあると思うので、もう少し詳しく説明をしてほしい。あと、現在の保育所は、先生たちと保護者の関係が非常にいいですと。ぎんが保育園が残ることを願っていますという方。

あと、下のほうから2番目ですが、公立保育園では、土曜日が半日保育で不満がありましたと。民営化により保育時間が長くなるので、民営化になればうれしいですという御意見。

あと、一番下ですが、民営化によって子供たちは金銭的な負担、保育士が余りかわらないというようなことであれば、国・県からの補助金を活用できるのでいいと思いますというような御意見をいただいております。

このような御意見等を受けまして、今後ですけれども、アンケートにもありましたけれども、まだ説明不足の点もあるように感じておりますので、年明け以降ですね、同様に保護者様、地域関係者の方々に対して、改めて説明会を開催してまいりまして、丁寧な話し合いをしていきたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） それでは、本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 私が、保護者の方にちょっと意見聞く機会があつてですね、その方が不安に思われたのは、先ほど言われた子供と保育士の関係ですね。急にかわるのはどうかなというのがちょっと言われたんで、まあ、引き継ぎ保育があるということであればですね、そういうのも解消されるかと思いました。

○委員長（上村哲三君） 意見として捉えていただければと思います。

○委員（野崎伸也君） 意見ですけれども、おっしゃったとおり、説明とかですね、しっかり丁寧に対応いただければというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、八代市公立保育所のあり方についてを終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

しばらく小会します。

（午後0時06分 小会）

（午後0時08分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

次に、本委員会の管外行政視察について協議のため、しばらく小会いたします。

(午後0時09分 小会)

(午後0時13分 本会)

○委員長(上村哲三君) それでは、本会に戻します。

それでは、本委員会の管外行政視察についてお諮りいたします。

本委員会の管外行政視察については、これを実施したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) それでは、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

まず、本委員会の管外行政視察についてですが、本委員会は平成30年1月16日から18日までの3日間、行政視察に参ることとし、視察先及び視察内容については委員長に御一任いただき、決まり次第、議長宛て派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

(午後0時15分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年12月12日

文教福祉委員会

委員長